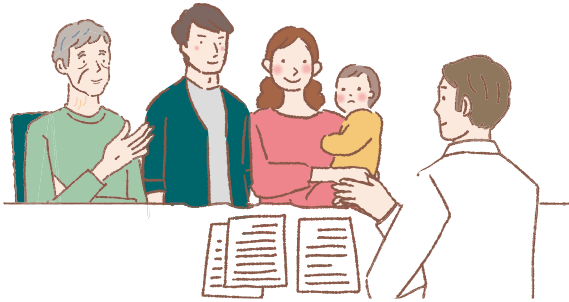


# 入所から看取りまでのケア

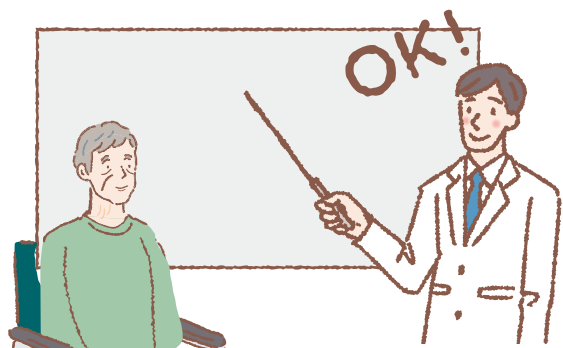
## 1 入所時の説明



- ✓ 入所者の健康状態の確認
- ✓ 家族との面談
- ✓ 看取りに関する説明、意思確認

入所時に本人の健康状態(持病や必要な医療的ケア、服薬等)を確認するとともに、本人や家族への説明を行います。施設でできる医療が限られていることや、看取りに向けた対応などを説明し、本人や家族の意向なども確認します。

## 2 健康管理



- ✓ 入所者の健康状態把握
- ✓ 容態急変時の対応
- ✓ 歯科医や歯科衛生士、薬剤師、栄養士などとの連携(口腔ケアや栄養指導)
- ✓ ACPの実施

入所者の「かかりつけ医」としての役割を担います。週に1~2回程度施設に行き、介護スタッフから生活状態をよく聞き入所者の健康状態をチェックします。看護職員や介護職員、栄養士に医学的な助言(食事等の生活の指導や褥瘡のケアなど)をし、必要に応じて薬剤を処方します。容態急変時の看護師への指示や入院の判断、外部の医療機関への情報提供を行います。将来に向けてこの時期に日頃から施設職員と協力して、緊急時に積極的な検査や治療を望むのか、苦痛がなければそのまま看取りに移行するのか、看取りに向けてどのような希望があるか等、本人や家族の気持ちを確認しておきます(ACPの実施)。

## 3 看取り介護開始の判断・家族への説明



- ✓ 回復不可能な状態であることの判断
- ✓ 家族への説明
- ✓ 積極的な検査や治療を望むのか、苦痛がないことを優先するのか、本人、家族の意思確認

入所者を診断して老衰や病気などにより回復不可能な状態と判断したら、今後看取りに向けてどのような状態になっていくか、苦痛の緩和を優先する医療とケアで良いかどうか、その場合のメリット・デメリット等について医師から本人や家族に説明を行い、意向を確認します。そのうえで看取り介護についての同意を得ます。

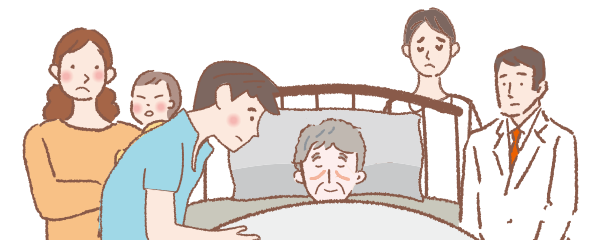
## 4 看取りに向けての医療



- ✓ 本人、家族が望む生活を支援
- ✓ 夜間、緊急時の対応を指示

状態観察を行い、必要に応じて苦痛緩和などの対応をします。本人や家族の意向に沿って施設で対応できる医療処置を行います。(積極的な治療や救命措置を望むか否かはあらかじめ話し合っておきます。)看取りに向けての医療やケアについて、施設の看護職員に指示や助言を行います。

## 5 死亡診断・家族への説明



- ✓ 死亡確認、死亡診断書の記載
- ✓ 家族への説明

入所者が亡くなった際に、死亡診断を行い、死亡診断書を記載します(夜間の死亡の場合、翌朝に死亡診断を行うことも可能です)。家族に対して、経過説明を行います。

頑張った家族や介護スタッフにはぜひねぎらいの言葉をかけてあげてください。

